

飛騨市循環型社会形成推進地域計画

(第2期計画)

平成25年7月

飛 騨 市

目 次

	Page
1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域.....	1
(2) 計画期間.....	2
(3) 基本的な方向.....	2
(4) 広域化の検討状況.....	3
2 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	4
(2) 生活排水の処理の現状.....	5
(3) 一般廃棄物等の処理の目標.....	6
(4) 生活排水処理の目標.....	7
3 施策の内容.....	8
(1) 発生抑制、再使用の推進.....	8
(2) 処理体制.....	11
(3) 処理施設の整備.....	14
(4) 施設整備に係る計画支援に関するもの.....	14
(5) その他の施策.....	15
4 計画のフォローアップと事後評価.....	16
(1) 計画のフォローアップ.....	16
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	16
添 付 書 類.....	17
様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1.....	18
様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2.....	20
様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧.....	21
参考資料様式 1 施設概要（リサイクル施設系）.....	23
参考資料様式 5 施設概要（浄化槽系）.....	24
参考資料様式 6 計画支援概要.....	25
添付資料 1 対象地域図.....	26
添付資料 2 生活排水処理基本計画図.....	27
添付資料 3 分別区分説明資料.....	28
添付資料 4 目標の設定に関するグラフ等.....	29

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	飛騨市
面積	792.31 km ²
人口	26,512 人 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

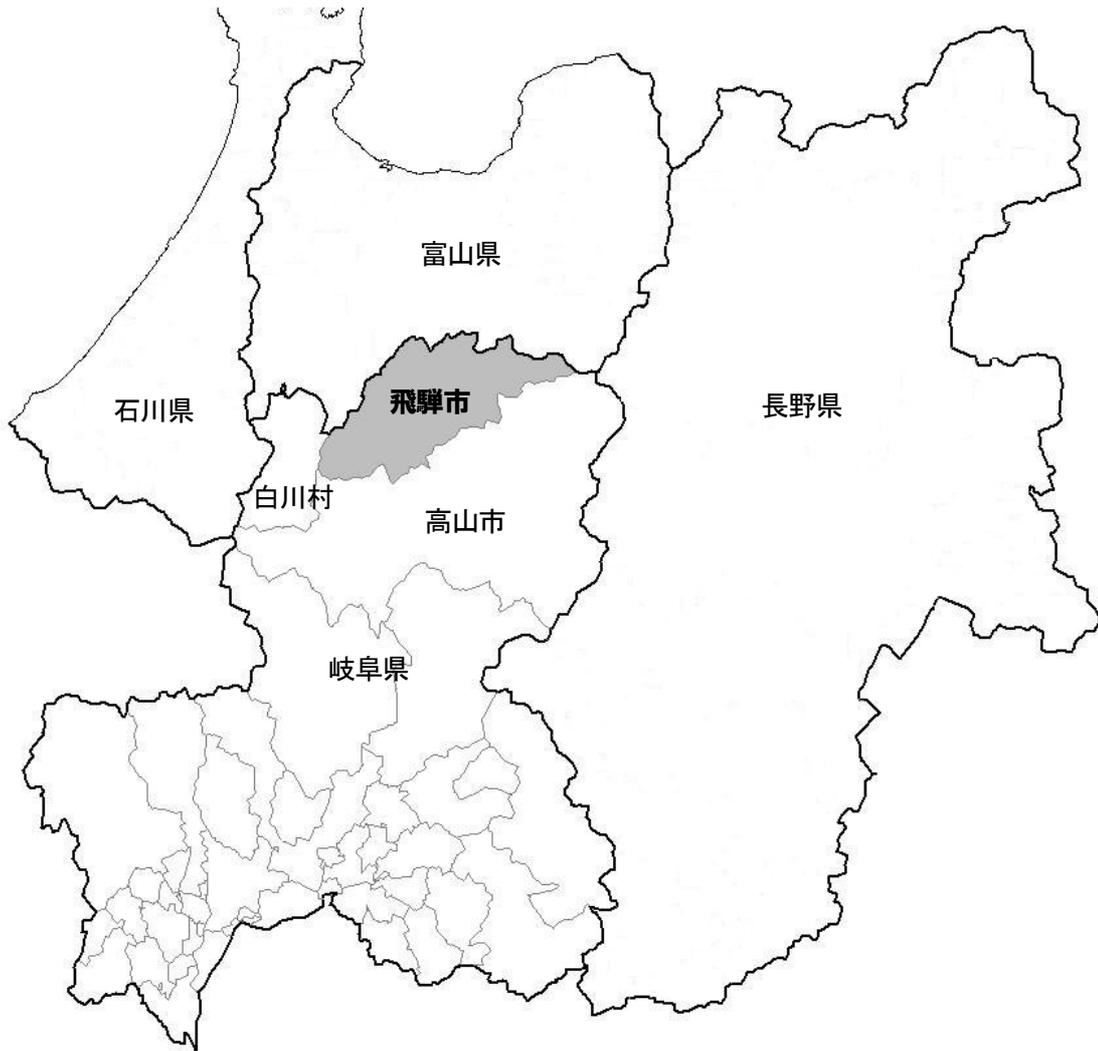


図1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

飛騨市では、平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とした循環型社会形成推進地域計画を策定し、平成 23 年度から本計画に基づいて焼却施設（熱回収施設）の整備を行った。また、将来的なマテリアルリサイクル推進施設の整備に向けて「飛騨市リサイクル施設整備基本計画」を平成 24 年 3 月に策定した。

今回、循環型社会の形成をより一層推進していくことを目的として、マテリアルリサイクル施設の整備事業を行うものとし、循環型社会形成推進地域計画（第 2 期計画）を策定することとした。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

平成 21 年度に策定された「飛騨市第 2 次総合計画」では、更なる 3 R の推進をはじめとした循環型社会の構築や、一人ひとりのライフスタイルや事業活動を見直し、環境にやさしい行動の実践を促進し、環境への負担軽減に取り組むまちを築いていくこととしている。

これを受けて、平成 24 年度に策定された「飛騨市一般廃棄物処理基本計画」（平成 25 年度～34 年度）では、『3 R 原則』（①リデュース：発生抑制、②リユース：再使用、③リサイクル：再生利用・資源化）に基づく適正なごみ処理を行うことを基本方針として、市民・事業者・行政が協働してごみの減量と資源循環を推進し、環境負荷の低減に取り組むこととしている。

ごみ排出量の約 8 割を占める家庭系ごみに対しては、分別項目の変更の検討等により、市民のごみに関する意識をさらに高め、ごみの減量化に努めている。また、事業系ごみについては、処理手数料の改定の検討や分別排出の徹底などにより、より一層のごみの減量に努めている。

今後も引き続き、ライフスタイルの見直しなどによるごみの減量に努めるとともに、資源循環の推進に向けて、適正なごみ処理システムやリサイクルシステムの構築を図るものとする。

排出されたごみのうち可燃ごみなどの焼却対象のごみについては、新たに平成 25 年 4 月から稼動した「飛騨市クリーンセンター」で焼却ごみの適正な処理を行い、焼却灰は埋立処分を行っている。また、同センター稼働後は、既設の南吉城クリーンセンターを解体し、「(仮称) 飛騨市リサイクルセンター」を整備し、資源循環型社会にふさわしい処理体制を構築していく。

また、本市は市域の 9 割以上を森林が占め、3,000m を超える山々に囲まれているため、集落や家屋が分散し、公共下水道・農業集落排水の対象外の地域が多くなっている。このため、このような地域においては、合併処理浄化槽の設置を推進していくものとする。

生活排水処理については、近年、市域における公共下水道や合併処理浄化槽などの整備に努めた結果、河川等の公共用水域における水質改善が確認されている。

今後も引き続き、公共用水域における水質改善に向けて、公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を推進していく。

(4) 広域化の検討状況

岐阜県では、平成 11 年 3 月に「岐阜県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内を 5 ブロックに分割し、広域処理を実施する方針を打ち出した。本市は、現高山市、現下呂市、白川村とともに飛騨圏域に位置づけられ、圏域として平成 23 年度に 210t/日の焼却施設を建設する計画となった。

これを受けて、関係自治体において広域化の協議が続けられてきたが、平成 18 年 7 月、高山市は現有施設での処理が平成 27 年度頃まで可能であり、また、災害時等の緊急時の対応において、施設を分散させた方がより相互補完が可能であるなどの判断から広域処理を断念し、単独処理を行うこととなった。

その後、下呂市においても、収集運搬等の地理的要因や災害時等のリスク分散の観点から単独処理を行うこととなった。

本市においても、高山市や下呂市と同様の理由により、当面は単独処理を行うこととし、焼却施設やマテリアルリサイクル施設の整備に関しては、本市単独で整備することで循環型社会を目指すこととなった。

今後、広域化の協議は次期更新に向けて 3 市 1 村にて協議を続けるものとなったが、災害廃棄物対策等も考慮して周辺自治体との協力や連携体制を構築できるよう、積極的に取り組んでいくものとする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 23 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、8,333 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 2,247 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 27.0%である。

中間処理による減量化量は 5,212 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 70.8%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 11.9%に当たる 874 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量 6,651 トンのうち焼却処理量は 5,953 トンである。

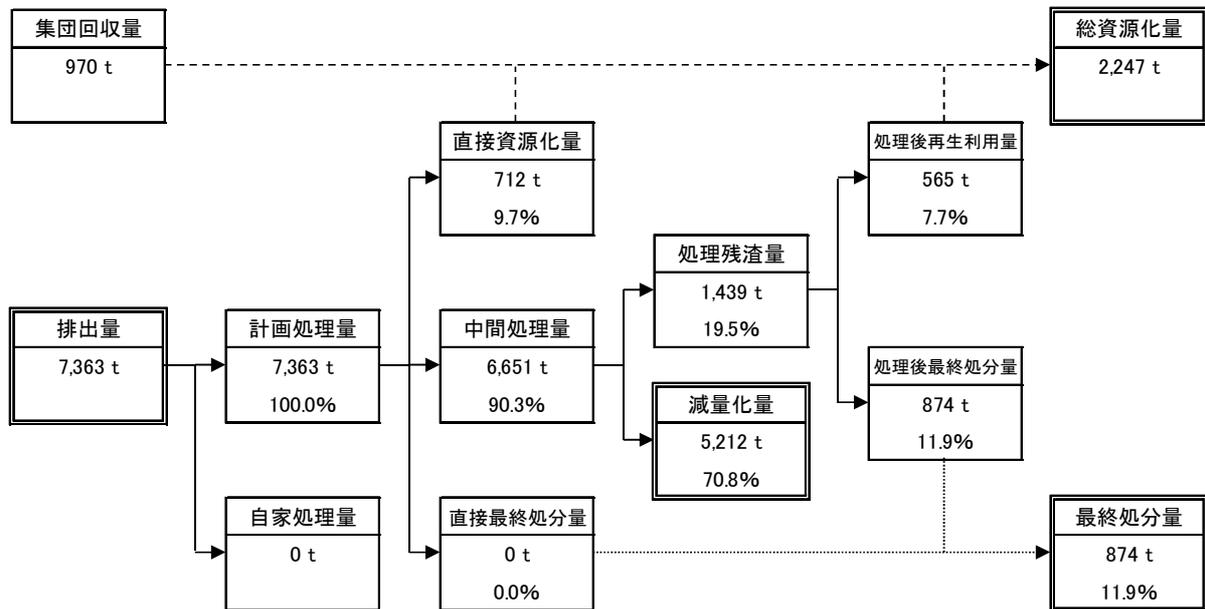


図 2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 23 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 23 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 3 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 27,005 人であり、処理人口は 20,693 人、汚水衛生処理率は 76.6%である。

また、し尿発生量は 2,765 kℓ/年、浄化槽汚泥発生量は 8,005 kℓ/年であり、処理・処分量（収集・運搬量）は 10,770 kℓ/年である。

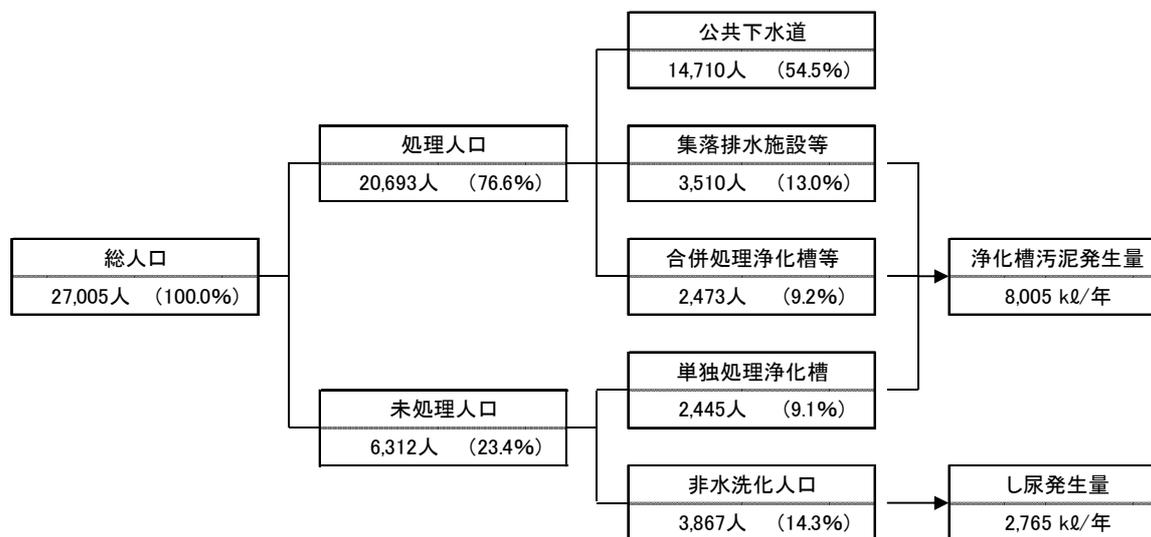


図 3 生活排水の処理状況フロー（平成 23 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合※ ¹) (平成23年度)	目標(割合※ ¹) (平成30年度)
排出量	事業系	総排出量	1,527 トン
		1事業所当たりの排出量※ ²	0.92 トン/事業所
	家庭系	総排出量	5,836 トン
		1人当たりの排出量※ ³	176 kg/人
	合計	事業系家庭系排出量合計	7,363 トン
再生利用量	直接資源化量	712 トン (9.7%)	653 トン (9.8%)
	総資源化量	2,247 トン (27.0%)	1,975 トン (26.5%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	- MWh	- MWh
	熱回収量(年間の余熱利用量)※ ⁴	- GJ	1,200 GJ
減量化量	中間処理による減量化量	5,212 トン (70.8%)	4,719 トン (70.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	874 トン (11.9%)	760 トン (11.3%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

総資源化量は集団回収量を含めた排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※4 余熱利用は発電以外の温水・蒸気利用など

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

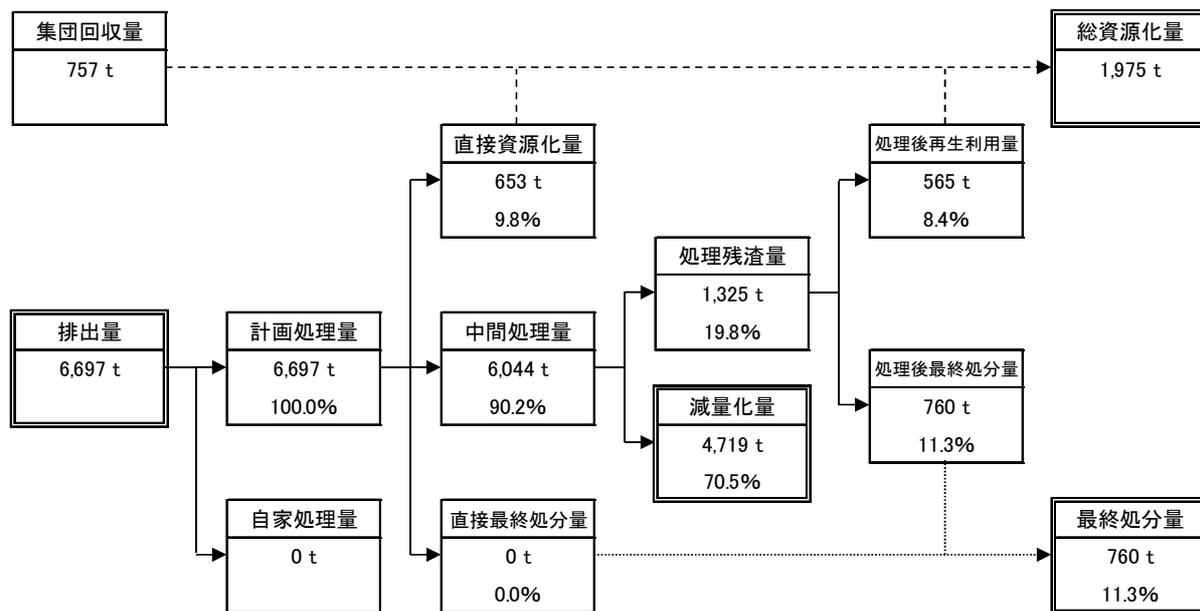


図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成30年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成23年度実績	平成30年度目標
処理形態別人口	公共下水道	14,710人 (54.5%)	16,880人 (68.3%)
	集落排水施設等	3,510人 (13.0%)	3,696人 (14.9%)
	合併処理浄化槽等	2,473人 (9.2%)	1,987人 (8.0%)
	未処理人口	6,312人 (23.4%)	2,167人 (8.8%)
	合計	27,005人	24,730人
汚し尿の量	汲み取りし尿量	2,765kℓ	932kℓ
	浄化槽汚泥量等 [※]	8,005kℓ	5,950kℓ
	合計	10,770kℓ	6,882kℓ

※ 浄化槽汚泥量等には農業集落排水汚泥量を含む

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

飛騨市では、「一般廃棄物処理基本計画」、「分別収集計画」などにに基づき、ごみの発生抑制、再使用のための取り組みを推進してきた。

ごみの発生抑制、再使用の推進のためには、積極的な普及啓発や広報活動により、一人ひとりの意識の向上を図る必要がある。合わせて、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を理解し、連携・協力を進めていくことが大切である。

今後、更なる発生抑制、再使用を推進するために、これまでの取り組みを強化するとともに、新たな事業の取り組みについて検討する。

主な施策は次のとおりである。

ア 有料化

現在、本市では、以下に示す指定袋制による家庭系ごみの有料化を実施している。今後もごみの分別排出が徹底されるよう各種の検討を行う。

また、家庭系ごみ・事業系ごみに関わらず、ごみ処理施設に直接搬入する場合には、処理料金を徴収（家庭系ごみの収集対象品目は除く。）することにより、ごみの発生抑制を図っている。

ごみ処理手数料体系

取扱区分	ごみの種類	手 数 料	
		家庭系ごみ	事業系ごみ
市指定収集袋* による廃棄物 収集運搬処分	可燃ごみ (大)	10 枚 500 円	—
	可燃ごみ (小)	20 枚 500 円	—
	プラスチック製容器包装	10 枚 100 円	—
	紙製容器包装	10 枚 100 円	—
処理施設持込み 処分	可燃ごみ	10kg までごとに 70 円	10kg までごとに 70 円
	紙製資源ごみ (新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック類)	—	1 kg までごとに 10 円
	カン・ビン	—	1 kg までごとに 10 円
	ペットボトル	—	1 kg までごとに 10 円
	金物	1 kg までごとに 10 円	1 kg までごとに 10 円
	電機・電器製品 (特定家庭用機器を除く。)	1 kg までごとに 50 円	1 kg までごとに 50 円
	畳・敷物・布団類	1 kg までごとに 30 円	1 kg までごとに 30 円
	家具・建具類	1 kg までごとに 50 円	1 kg までごとに 50 円
	プラスチック製品 (スキーを含む。)	1 kg までごとに 80 円	1 kg までごとに 80 円
	自転車、一輪車等機器類	1 kg までごとに 100 円	1 kg までごとに 100 円
	埋立ごみ (陶器・ガラス等)	—	1 kg までごとに 10 円
破損した特定家庭用機器廃棄物	リサイクル料金相当額に 4,500 円を加算した額	リサイクル料金相当額に 4,500 円を加算した額	
特定家庭用機器 廃棄物運搬	特定家庭用機器	1 台当たり 4,000 円 (リサイクル料金を支払ってある物)	1 台当たり 4,000 円 (リサイクル料金を支払ってある物)

※市指定収集袋の大きさ

- ・可燃ごみ (大)、プラスチック製容器包装、紙製容器包装：700mm×650mm
- ・可燃ごみ (小) : 550mm×500mm

イ 生ごみの減量化

食材の適量使用による食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄を出来るだけなくすなど、生ごみの発生抑制に努める。発生した生ごみは、水切りの徹底や生ごみ処理容器での処理等により、減量化を推進する。

本市では、家庭から排出される生ごみの減量化を目的として、生ごみ堆肥化処理装置、処理容器の購入補助制度及びEM ぼかしの無料配布事業を実施している。

家庭での生ごみの減量化を推進するため、これらの制度や事業を今後も継続する。また、制度や事業について広く広報し、市民への周知を図る。

生ごみ堆肥化処理装置、処理容器の購入補助制度の概要

項目	具体的な内容
補助金額	・補助金交付申請額は、購入金額の1/3（上限3万円）までとする。 （原価90,000円を超えても交付申請額は30,000円まで）
補助の条件	・飛騨市内に住所を有する方であること。 ・生ごみ処理機器の購入先は飛騨市内にある店舗に限る。

ウ 集団資源回収の推進

本市では、地域における資源回収（子ども会、保護者会、地域住民団体などが家庭から出る新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶などの資源を回収し、資源回収業者に引き渡す取り組み）を推進するため、「回収量」と「活動回数」に応じた奨励金を交付している。

資源回収奨励金の概要

対象	奨励金
回収量に応じたもの	1kgにつき6円で計算（ただし、引取業者の引取価格の総額がこれを上回る場合は引取価格の総額を交付）
活動回数に応じたもの	1回につき3,000円

注. 資源回収は1年に5回を限度とする。

エ 事業者に対する指導

事業系ごみに対する搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には、搬入を規制するなど、事業者に対して事業系ごみの分別徹底を指導することにより、事業系ごみの発生抑制、資源化を図る。

オ 処理手数料適正化のための定期的な検討

直接搬入ごみについては、分別徹底等により減量化・資源化を推進するよう、適正な処理手数料を徴収することにより、排出者に対する経済的動機づけ（インセンティブ）を与える。このため、処理手数料については定期的に検討を行うものとする。

カ 過剰包装の抑制

市民に対して買い物袋の持参（マイバッグ）を推進するほか、過剰包装を断るなどの習慣が定着するよう働きかけている。

キ 事業者等による資源回収の取り組みの推進

市内のスーパーや小売店に対して紙パックやペットボトル、アルミ缶、白色トレイなどの資源物（容器包装類）の店頭回収や、廃蛍光管や乾電池、小型家電製品などの販売店回収への協力を求めている。

ク 情報の共有化

ごみ収集カレンダーの全世帯無料配布を継続して続け、ごみの正しい排出方法の浸透を図る。また現在4地区で3種類のカレンダーが存在するため、関係部と協議し、効率化を図る。

ケ 環境教育・環境学習、普及啓発活動等の推進

ごみの発生抑制や正しい排出方法を広く市民・事業者の間に浸透させていくためには、一人ひとりがごみ問題や環境問題に関心を持ち、その大切さを理解する必要がある。このため、環境学習の出前講座等を開催し、生涯学習の一環としたごみ問題についての教育を推進している。

特に子供に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため、小中学校での環境教育・環境学習を推進する。

また、ごみ処理施設の見学などを積極的に受け入れ、ごみ処理の現状・課題の周知とごみ減量に対する意識の向上を図る。

コ 連携・協力体制の強化

市域全体での取り組みを推進するため、区長会・保健衛生業務推進協議会・町内会・各種団体・各種事業所と連携・協力体制を密にするとともに、情報の提供等により、現状の課題等についての共有化を図る。

サ 生活排水対策

本市の美しく豊かな水環境を保全、再生するためには、市民・事業者・行政が相互に協力し、生活排水対策に取り組んでいく必要がある。

市民及び事業者は、生活排水の適正な処理に努めるほか、洗剤使用量の削減や廃食用油の資源化・適正処理など、家庭や事業所から排出される汚濁負荷の削減を推進する。

また、本市は、生活排水の適正処理のため、今後も引き続き公共下水道の整備による水洗化と公共下水道整備区域外における合併処理浄化槽の整備を推進する。この他、公共下水道整備区域内の世帯に対する下水道への接続推進や、家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、各種の啓発活動を展開する。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

平成24年度現在、市域においてごみの分別区分は概ね統一されているが、一部の品目では地区により出し方や収集頻度などが異なる。

このため、市民の負担の公平化や将来における新規ごみ処理施設の整備等の観点からも、市域全体でのごみ出し方法や取り扱いの統一に向けた検討を行うものとする。

また、併せてごみの減量と資源回収量の向上のための検討を進めることにより、循環型社会の構築を総合的に推進するものとする。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在、事業系一般廃棄物は、事業者による自己搬入、または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することによりごみ処理施設（飛騨市クリーンセンター）に搬入されている。搬入時の分別区分は、家庭系ごみの分別区分に準じている。

施設に搬入する際、持ち込まれたごみの検査を実施することにより、分別されていない場合には受け入れを拒否するなどし、ごみの減量化、資源化の推進を指導している。

事業系一般廃棄物については、すべて排出者処理責任として事業者が自ら処理するよう指導している。また、多量排出事業者に対しては、減量化計画の提出を求めるなど指導を徹底し、ごみの減量に取り組む。

今後は、資源物（事業系古紙など）の分別徹底などにより、事業系一般廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進に一層努めるものとする。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

「飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第8条にて指定される7項目（①紙くず、②繊維くず、③木くず、④廃プラスチック、⑤動植物性残渣、⑥汚泥（動物のふん尿処理用浄化槽から発生する汚泥に限る）、⑦その他市長が認めたもの）については、一般廃棄物と併せて処理できるとされている。

産業廃棄物については、一般廃棄物の処理に支障がないよう適正に処理する。

エ 生活排水処理の現状と今後

公共下水道の整備区域における未接続世帯に対して早期接続を促す。

公共下水道・農業集落排水の対象外地域では、合併処理浄化槽の設置を推進する。

合併処理浄化槽の設置に際しては、浄化槽設置補助制度を活用する。特に、既存の単独処理浄化槽については、市域における河川の水質汚濁の主要な要因となっているため、合併処理浄化槽への早期転換を進める。

し尿・汚泥処理に際しては、処理施設の適正な維持・管理とともに、各処理施設から発生する汚泥、焼却灰等の適正処分により、環境への負荷の抑制に努める。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ ごみの分別徹底などにより発生抑制に努め、リサイクルの推進と最終処分量の削減を図る。
- ◇ 分別品目については、随時検討を加え、見直し・拡大を視野に入れ資源化を推進する。
- ◇ 事業者への適正なごみ排出の指導を行い、事業系ごみの減量化及び資源化に努める。
- ◇ 可燃ごみについては、新たに整備した飛騨市クリーンセンターにおいて適正に処理し、より一層の循環型社会の構築を目指す。また、積極的に熱エネルギーを回収し、「サーマルリサイクル」を推進する。
- ◇ 資源ごみ等については、(仮称) 飛騨市リサイクルセンターを新たに整備することで施設を集約し、「マテリアルリサイクル」を推進する上で作業効率の改善と経費の縮減を図り、資源循環型社会にふさわしい処理体制を構築していく。
- ◇ 家屋が分散している地域、公共下水道や農業集落排水の対象外の地域において、合併処理浄化槽の設置を推進する。

表3 飛騨市の家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

分別区分		現状(平成23年度)		今後(平成30年度)		処理量(t)
		処理方法	処理施設等 一次処理	処理施設等 二次処理	処理方法	
可燃ごみ	可燃性粗大ごみ	焼却	南古城 クリーンセンター	委託	飛騨市 クリーンセンター	5,253
	粗大ごみ	資源化				委託
不燃ごみ	家電小物類	資源化	松ヶ瀬清掃工場 または 飛騨市資源 リサイクルセンター	委託	委託	40
	埋立ごみ	埋立				委託
特殊ごみ	鉄くず類	資源化	委託※	委託	委託	118
	蛍光管・乾電池	資源化				委託
資源ごみ	食用廃油	資源化	委託※	委託	委託	1
	ビン	資源化				委託
資源ごみ	カン	資源化	委託※	委託	委託	67
	新聞・雑誌類	資源化				委託
資源ごみ	ダンボール	資源化	委託※	委託	委託	80
	紙パック	資源化				委託
資源ごみ	衣類(綿製品)	資源化	委託※	委託	委託	0
	ペットボトル	資源化				委託
資源ごみ	プラスチック容器包装	資源化	委託※	委託	委託	139
	紙類	資源化				委託



※神岡地区のカン、新聞・雑誌類、ダンボール、紙パック、衣類(綿製品)は、施設での処理を過ぎず、民間委託処理により資源化。

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の表3に示した今後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称)飛騨市リサイクルセンター整備事業(圧縮、保管等)	圧縮: 0.2 t/h (5h) 保管: 約 530 m ² ※ 整備面積: 約 1,600 m ²	古川町 谷 16-2 ほか	H25 ~ H26

(整備理由)

※資源物の保管場及び一時保管場の計

事業番号 1

現状の2施設は、

- ・当初からリサイクル施設として整備された施設でないため、施設内での作業効率が悪い
- ・市内2箇所に点在することで、職員の配置、作業重機の配備、資源物の搬出等で効率が悪いという点で不都合であるため、施設の整備と集約により作業効率の改善と経費の縮減を図る。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済基数 (平成23年度)	整備計画基数	整備計画人口	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	144基	26基	78人	H25 ~ H29

(4) 施設整備に係る計画支援に関するもの

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称)飛騨市リサイクルセンター整備事業(事業番号1)に係る地質調査・実施設計	地質調査・実施設計	H25

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

行政において再生品の利用を率先して行い、無駄な消費をしないよう努める。

また、市民・事業者に対して再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などを呼びかけるとともに、エコマーク商品等の環境保全型商品、再生品の情報提供を行う。

この他、平成 27 年度より稼動する予定の（仮称）飛騨市リサイクルセンターにおいて、リサイクル品の展示や不要となったものの再使用（リユース）に向けた取り組み等を行うことを検討する。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。

また、パソコン及びパソコン関連機器に関しても、資源有効利用促進法に基づき、回収、再商品化がなされるよう普及啓発を行う。

この他、小型家電リサイクル法に基づき、レアメタル等を含む携帯電話や各種モバイル機器等の小型家電製品を回収する体制・仕組み等について検討を行う。

ウ 不法投棄対策

本市は面積が広い上に市域のほとんどが山林であり、不法投棄を招きやすい地理的条件にある。また、不法投棄の防止に向けて監視を行うことが大変困難であるため、現時点では不法投棄をなくす有効な手段は見つからず、苦慮している状況にある。

こうした状況の中で、市は不法投棄・ポイ捨ての多発場所への看板の設置、巡回パトロールなどを行っているほか、不法投棄の防止に向けて森林組合や郵便局等との連絡体制の整備を図り、市民・事業者・市が一体となった不法投棄の未然防止体制の構築に努めている。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する廃棄物の処理や、災害などにより一時的に市内でのごみ処理が不可能になった場合に備えて、周辺地域の自治体との連携体制を構築する。

また、大規模な地震や水害などの災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制を整備する。

オ 特殊廃棄物の対策

高齢化の進行に伴い、在宅医療や在宅介護の増加により、医療系廃棄物が増加することが予想される。これらは医療系廃棄物として、一般のごみとは区別して処理・処分する必要があるが、本市で処理・処分することはできないため、医療関係機関や関係部署と連携を図り、各家庭から適正に排出・処理できるよう情報提供及び必要な対策を推進する。

また、家庭や事業所から排出されるアスベスト含有物については、業者委託による適正な処理・処分が必要であるため、必要な情報提供などを行う。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

飛騨市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

添 付 書 類

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成25年度)

1. 地域の概要

(1) 地域名	飛騨市地域	(2) 地域内人口	26,512 人	(3) 地域面積	792.31 km ²
(4) 構成市町村等名	飛騨市	(5) 地域の要件*	人口 (面積) 飛騨 離島 豪雪 (山村) 半島 (通疎) その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村:				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○をつける。

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標
		平成18年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
排出量	事業系	1,529	1,416	1,359	1,441	1,527	1,505
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	0.88	0.82	0.80	0.86	0.92	0.88
	家庭系	6,559	6,095	6,051	5,956	5,836	5,192
	1人当たりの排出量(kg/人)	189	179	179	179	176	168
合計	8,088	7,511	7,410	7,397	7,363	6,697	
再生利用量		780	705	730	712	712	653
熱回収量		(9.6%)	(9.4%)	(9.8%)	(9.6%)	(9.7%)	(9.8%)
中間処理による減量化量		2,578	2,471	2,361	2,287	2,247	1,975
最終処分量		(27.8%)	(28.5%)	(27.9%)	(27.1%)	(27.0%)	(26.5%)
熱回収量(年間の発電力量 MWh)		-	-	-	-	-	-
熱回収量(年間の余熱利用量 GJ)		-	-	-	-	-	1,200
中間処理による減量化量		5,746	5,344	5,209	5,257	5,212	4,719
埋立最終処分量(トン)		(71.0%)	(71.1%)	(70.3%)	(71.1%)	(70.8%)	(70.5%)
埋立最終処分量(トン)		1,033	866	888	891	874	760
		(12.8%)	(11.5%)	(12.0%)	(12.0%)	(11.9%)	(11.3%)

※1 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ等を添付する。

3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容				備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	
南古城クリーンセンター(ごみ焼却処理施設)	飛騨市	ストーカ方式、機械化バッチ燃焼式	有	30t/16h × 2炉	平成元年3月	平成25年4月	設備の老朽化			
飛騨市クリーンセンター(熱回収施設)	飛騨市	ストーカ炉	有	25t/16h	平成25年3月					
飛騨市資源リサイクルセンター(ストックヤード)	飛騨市	選別、保管等(ストックヤード)	無		平成18年4月	平成27年4月	施設集約と効率化	ペットボトル、プラ製容器包装の圧縮、保管(ストックヤード)等	平成27年3月	圧縮:0.2t/h(5h) 保管:約530m ³ * 整備面積:約1,600m ²
松ヶ瀬清掃工場(ストックヤード)	飛騨市	選別、保管等(ストックヤード)	有		平成4年3月	平成27年4月	施設集約と効率化			(仮称)飛騨市リサイクルセンター(マテリアルバンク)推進施設)
松ヶ瀬最終処分場(最終処分場)	飛騨市	サンドイッチ方式	有	26,000m ³	平成元年					
北古城クリーンセンター(し尿処理施設)	飛騨市	限外ろ過膜分離式高負荷処理方式	有	32kℓ/日	平成8年3月					
みずほクリーンセンター(汚泥再生処理施設)	飛騨市	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式	有	40kℓ/日	平成15年3月					
みずほクリーンセンター(下水道汚泥焼却施設)	飛騨市	流動床式焼却炉	有	10t/日 × 1炉	平成15年3月					

*計画地域内の施設の現況(現況、予定)を地図上に示したものを添付する。

※資源物の保管場及び一時保管場の計

4. 生活排水処理の現況と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状				目標	
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成30年度
総人口		28,746	28,251	27,864	27,405	27,005	24,730
公共下水道		12,517 (43.5%)	13,239 (46.9%)	14,270 (51.2%)	14,320 (52.3%)	14,710 (54.5%)	16,880 (68.3%)
集落排水施設等		3,668 (12.8%)	3,828 (13.5%)	3,722 (13.4%)	3,618 (13.2%)	3,510 (13.0%)	3,696 (14.9%)
合併処理浄化槽等		1,272 (4.4%)	1,480 (5.2%)	1,382 (5.0%)	2,401 (8.8%)	2,473 (9.2%)	1,987 (8.0%)
未処理人口		11,289	9,704	8,490	7,066	6,312	2,167

※1 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。(別紙参考を参照)

5. 浄化槽の整備の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	現有施設の内容				整備予定基数の内容				備考
	基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	備考		
浄化槽設置整備事業	144	426	平成16年4月	26	78	平成29年度			

*計画地域内の施設の現況(現況、予定)を地図上に示したものを添付する。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成25年度)

事業種別	事業番号 *1	事業主体 名称 *2	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考				
				開始	終了	単位	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度		平成 29年度			
○マテリアルリサイクル推進施設							544,000	220,000	324,000						411,000	150,000	261,000			
(仮称)飛騨市リサイクルセンター整備事業	1	飛騨市	—	H25	H26		544,000	220,000	324,000						411,000	150,000	261,000			解体工事 費含む
○施設整備に関する計画支援事業							30,000	30,000							30,000	30,000				
地質調査・実施設計	31	飛騨市		H25	H25		30,000	30,000							30,000	30,000				
○浄化槽に関する事業							11,466	1,764	1,764	1,764	3,087	3,087			11,466	1,764	1,764	1,764	3,087	
浄化槽設置整備事業	2	飛騨市	26基	H25	H29		11,466	1,764	1,764	1,764	3,087	3,087			11,466	1,764	1,764	1,764	3,087	
合 計							585,466	251,764	325,764	1,764	3,087	3,087			452,466	181,764	262,764	1,764	3,087	3,087

*1 事業番号については、計画本文3(3)に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する番号と一致すること。また、様式3に示す施策のうち関連するものをあれば、合わせて番号を記入すること。

*2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

*3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

*4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号*1	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	有料化	家庭系ごみを有料化し、ごみと資源物の分別排出を徹底。	飛騨市	H25	H29		実施					
	12	生ごみの減量化	コンポスト容器・生ごみ処理機の購入助成、EMIほかしの無料配布などを行う。	飛騨市	H25	H29		実施					
	13	集団資源回収の推進	資源回収奨励金の活用等により、資源回収量の拡大を図る。	飛騨市	H25	H29		実施					
	14	事業者に対する指導	適正に分別されていない場合には搬入を規制するなど指導を徹底。	飛騨市	H25	H29		実施					
	15	処理手数料適正化のための定期的な検討	事業系ごみの手数料を見直し、適切な経済的インセンティブを与える。	飛騨市	H25	H29		検討					検討施策のため、実施するかは未定
	16	過剰包装の抑制	レジ袋や過剰包装を断るなどの消費行動を市民に広く周知する。	飛騨市	H25	H29		実施					
	17	事業者等による資源回収、ごみ減量への取り組みの推進	資源物の店頭回収、販売店回収などへの協力要請。	飛騨市	H25	H29		実施					
	18	情報の共有化	市民・事業者にごみの発生抑制や正しい排出方法の浸透を図る。	飛騨市	H25	H29		実施					
	19-1	環境教育・環境学習	環境学習の推進に向けて、ごみ処理施設見学会などの機会を拡大する。	飛騨市	H25	H29		実施					
	19-2	意識啓発	啓発活動・PR活動などにより市民・事業者の意識改革を図る。	飛騨市	H25	H29		実施					
	20	連携・協力体制の強化	連携・協力体制の強化、情報の共有化など。	飛騨市	H25	H29		実施					
21	生活排水対策	家庭からの汚濁負荷の低減に向けた広報・啓発等。	飛騨市	H25	H29		実施						
処理体制の構築、変更に関するもの	22	家庭系ごみの分別区分の変更	地区によるごみの出し方、収取頻度等の統一。	飛騨市	H25	H29		検討					今後も継続検討
	23	事業者への指導の徹底	排出者処理責任、多量排出事業者への減量化計画の提出などを指導。	飛騨市	H25	H29		実施					
	24	合併処理浄化槽等の設置	公共下水道への早期接続、合併処理浄化槽の設置を推進する。	飛騨市	H25	H29		実施					

施策種別	事業番号 *1	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考		
					開始	終了		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度			
処理施設の整備に関するもの	1	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	(仮称)飛騨市リサイクルセンターの整備による施設集約と効率化。	飛騨市	H25	H26	○	解体工事	建設工事						
	2	浄化槽設置整備事業	浄化槽整備の推進。	飛騨市	H25	H29	○	実施							
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1の計画支援	地質調査・実施設計	飛騨市	H25	H25	○	地質調査							
その他	41	再生利用品の需要拡大事業	再生品やエコマーク商品等の利用拡大。リサイクル品の展示等の検討。	飛騨市	H25	H29		実施・検討					一部は既に実施済		
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発。	飛騨市	H25	H29		実施							
	43	不法投棄対策	看板設置、巡回パトロール、市民・事業者に対する意識啓発。	飛騨市	H25	H29		実施							
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	周辺自治体や関係団体等との連携・協力体制の強化。	飛騨市	H25	H29		実施							
	45	特殊廃棄物の対策	医療系廃棄物対策、処理システム作りの検討。	飛騨市	H25	H29		検討							

*1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要(リサイクル施設系)

都道府県名 岐阜県

(1) 事業主体名	飛騨市
(2) 施設名称	(仮称)飛騨市リサイクルセンター
(3) 工期	平成25年度 ~ 平成26年度
(4) 施設規模	圧縮:0.2t/h(5h) 保管:約530㎡(資源物の保管場及び一時保管場の計) 整備面積:約1,600㎡
(5) 形式及び処理方式	圧縮、保管等
(6) 地域計画内の役割	マテリアルリサイクルの推進、ごみの減量化、資源化
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料 及びその利用計画	
-------------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物	①粗大ごみ(可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ(家電小物類、プラ製品))、 ②不燃ごみ(陶器・ガラス類、鉄くず類、蛍光管、乾電池)、 ③特殊ごみ(廃食用油)、 ④資源物(缶、ビン、紙パック、ダンボール、新聞、雑誌類、衣類、ペットボトル、 プラ製容器包装)
---------------	---

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	①圧縮(ペットボトルとプラ製容器包装の圧縮梱包) ②保管(対象物は『上記(10)』に掲載)
---------------------------	--

(12) 事業計画額	544,000 千円
------------	------------

施設概要(浄化槽系)

都道府県名 岐阜県

(1) 事業主体名	飛騨市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	家屋が分散している地域、公共下水道・農業集落排水の計画区域外の地域について、合併処理浄化槽の整備を推進する。
(4) 事業期間	平成25年度 ～ 平成29年度
(5) 事業対象地域の要件	(ウ) 水道水源の流域 (オ) 水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域 (カ) 自然公園法第二条第一項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域（天生県立自然公園）
(6) 事業計画額	11,466 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

人槽区分	交付対象基数 (78人分)	うち 単独撤去	基準額 (千円)	対象経費 支出予定額 (千円)	交付対象 事業費 (千円)
5人槽	基 (人分)	基			
6～7人槽	26基 (78人分)	基	441	11,466	11,466
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合 計	26基 (78人分) 改築を除く	基	441	11,466	11,466

計画支援概要

都道府県名 岐阜県

(1) 事業主体名	飛騨市
(2) 事業目的	(仮称)飛騨市リサイクルセンター整備のため
(3) 事業名称	(仮称)飛騨市リサイクルセンター整備事業に係る地質調査・実施設計
(4) 事業期間	平成25年度
(5) 事業概要	整備予定地の地質調査、施設の実施設計を行う。
(6) 事業計画額	30,000 千円

添付資料 1 対象地域図

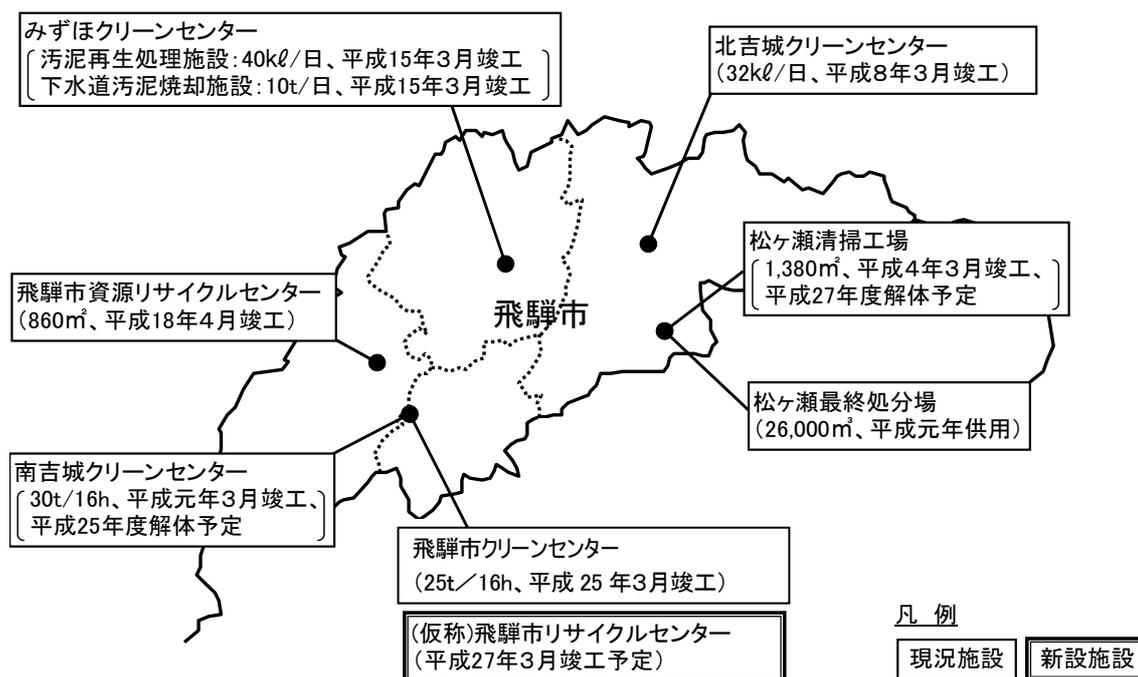


図 1-1 現況施設と新設施設の位置図

表 1-1 現況施設の概要

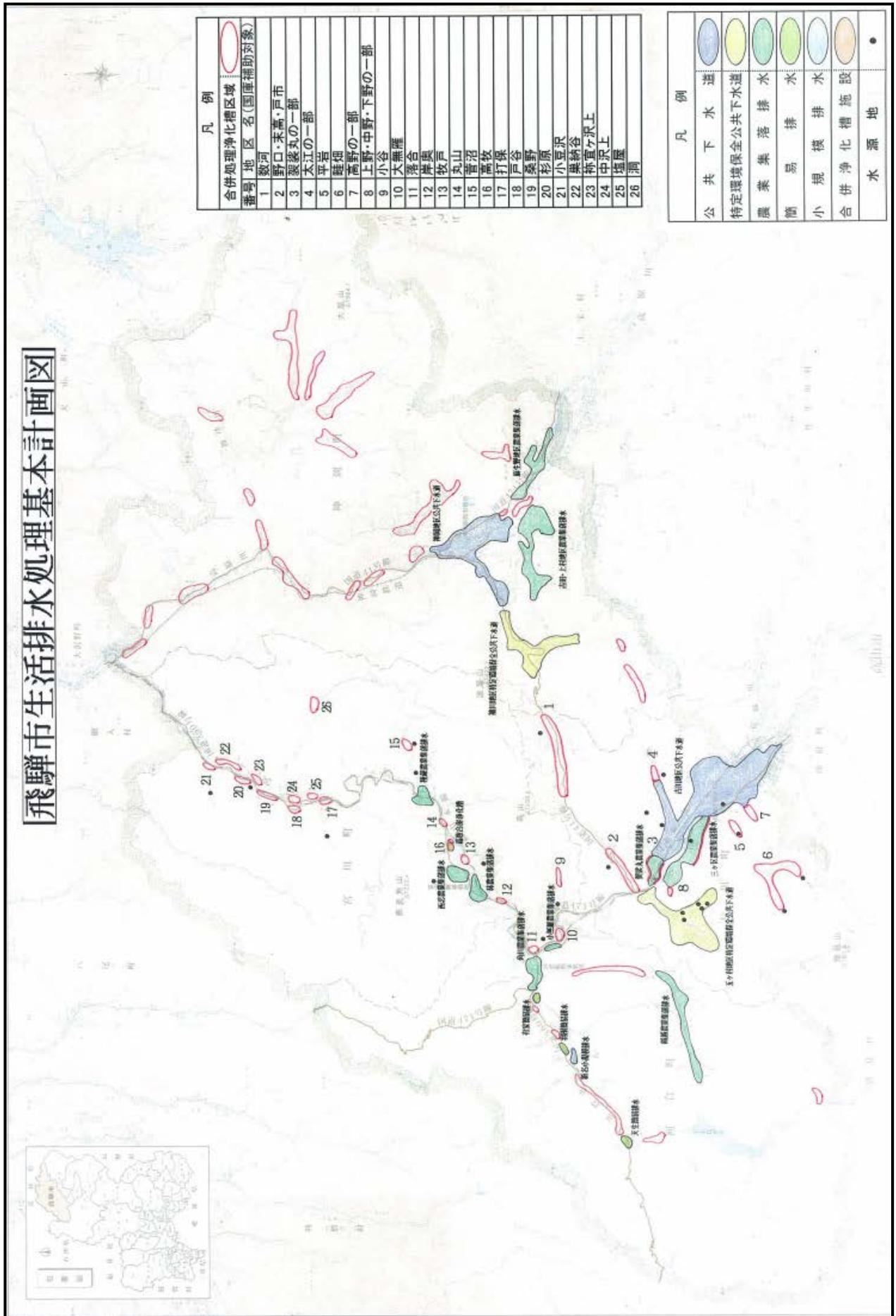
種類	施設名	所在地	対象物	処理方式 または 埋立方式	処理能力 または 埋立容量	竣工年度 または 供用年度	備考
ごみ焼却施設	南吉城クリーンセンター	飛騨市古川町谷 16-2	可燃ごみ	ストーカ式 機械化バッチ燃焼式	30 t / 16h × 2 炉	H1. 3	H25 廃止予定
熱回収施設	飛騨市クリーンセンター	飛騨市古川町谷 11-4 ほか	可燃ごみ	ストーカ炉	25 t / 16h	H25. 3	
ストックヤード	飛騨市資源リサイクルセンター	飛騨市河合町角川 83	資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ	—	860m ²	H18. 4	H27 廃止予定
	松ヶ瀬清掃工場	飛騨市神岡町麻生野 138			1, 380m ²	H4. 3	H27 廃止予定
し尿処理施設	北吉城クリーンセンター		し尿、浄化槽汚泥	限外ろ過膜分離式 高負荷処理方式	32 kl / 日	H8. 3	
	みずほクリーンセンター	汚泥再生処理施設	飛騨市宮川町三川原瑞穂 1083	膜分離高負荷 生物脱窒素処理方式	40 kl / 日	H15. 3	
		下水道汚泥焼却施設		下水道、集落排水汚泥	流動床式		10 t / 日
最終処分場	松ヶ瀬最終処分場	飛騨市神岡町麻生野 137	焼却残渣 (主灰、飛灰)	サンドイッチ方式	26, 000m ³	H1	

表 1-2 新設施設の概要

種類	施設名	所在地	対象物	処理方式	処理能力	竣工年度	備考
マテリアルリサイクル推進施設	(仮称) 飛騨市リサイクルセンター	飛騨市古川町谷 16-2 ほか	資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ	圧縮、保管等	圧縮 : 0. 2t / h (5h) 保管 : 約 530 m ²	H27. 3	

添付資料2 生活排水処理基本計画図

飛騒市生活排水処理基本計画図



添付資料3 分別区分説明資料

1. 指定集積場所に出すもの

分別区分		具体的な内容	出し方		収集
可燃ごみ		生ごみ、プラスチック製品、革製品、ゴム製品、リサイクルに適さない紙類（汚れた紙、紙おむつ等の衛生用品、シュレッダー紙等）、包装用緩衝材、衣類等	市指定のごみ袋（黄色）に入れて指定集積場所に出す	有料	週2回
資源ごみ	紙類	紙製容器包装、封筒、ハガキ、カレンダー、プリント類、名刺、メモ、用紙、画用紙、ポスター等で汚れていないもの等	市指定の紙類専用ごみ袋（オレンジ色）に入れて指定集積場所に出す	有料	月2回
	プラスチック製容器包装	カップ類、ポリ袋類、ラップ類、ボトル類、チューブ類、プラスチック容器、発泡スチロール容器、その他	市指定のプラスチック製容器包装（水色）に入れて指定集積場所に出す	有料	月2回

2. 地域のごみ収集ステーションに出すもの

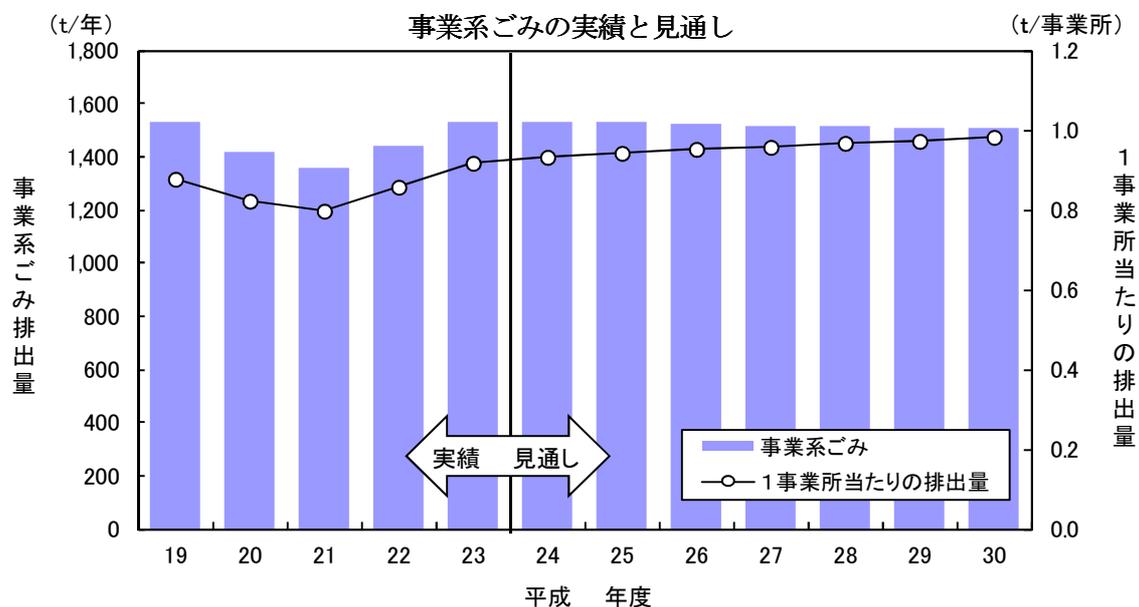
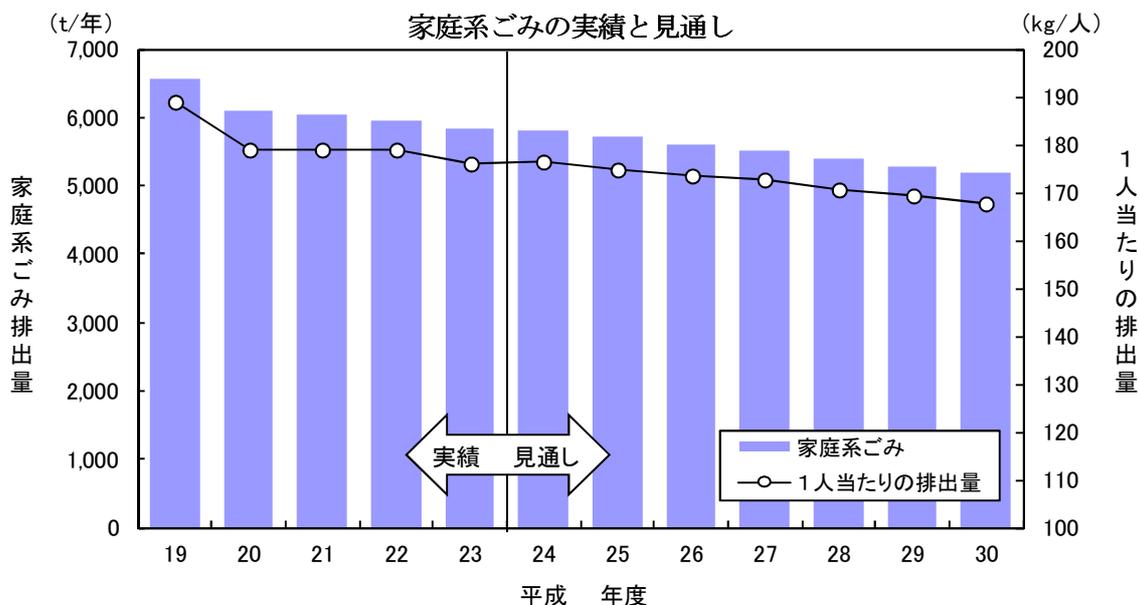
分別区分		具体的な内容	出し方		収集
資源ごみ	カン	ジュース、ビール、お茶、お菓子、缶詰等の飲食用のカン	内容物を取り除き、水洗い・乾燥後、地域のごみ収集ステーションに出す。	無料	月1～2回
	ビン	飲食用のビン ※透明ビン、茶色のビン、その他の色のビンの3種類	ふた・キャップを外し、内容物を取り除き、水洗い・乾燥後、地域のごみ収集ステーションに出す。	無料	月1～2回
	ペットボトル	清涼飲料、しょうゆ、酒類等	ラベル・キャップを外し、水洗い・乾燥後、地域のごみ収集ステーションに出す。	無料	月1～2回
	新聞・雑誌・雑がみ類、ダンボール、紙パック	ダンボール箱・ダンボール仕切、新聞（チラシ・広告含む）、雑誌、書籍、雑がみ（コピー紙・カレンダー等）	新聞・雑誌・雑がみ類、ダンボールはそれぞれ十字に縛って出す。紙パックは縛らずに、定められた容器に出す。 ※神岡地区のみ	無料	年数回
粗大ごみ	家電小物類	ドライヤー、時計、ラジカセ、電気ポット、電気ジャー等の電気・電池で動く製品（およそ50cm以下の製品）	地域のごみ収集ステーションに出す。	無料	月1～2回
不燃ごみ	埋立ごみ	陶器で出来たもの、グラスコップ類、使い捨てライター、白熱電球、化粧品等のビン、ガラス類等	地域のごみ収集ステーションに出す。	無料	月1～2回
	鉄くず類	スプレー缶、ガス缶、フライパン、鉄鍋、カサの骨、ナベ焼きうどんの器、缶のフタ等	地域のごみ収集ステーションに出す。	無料	月1～2回
	蛍光管	電球型蛍光管、直管型蛍光管、丸型蛍光管、水銀体温計	地域のごみ収集ステーションに出す。	無料	月1～2回
	乾電池	乾電池	地域のごみ収集ステーションに出す。	無料	月1～2回

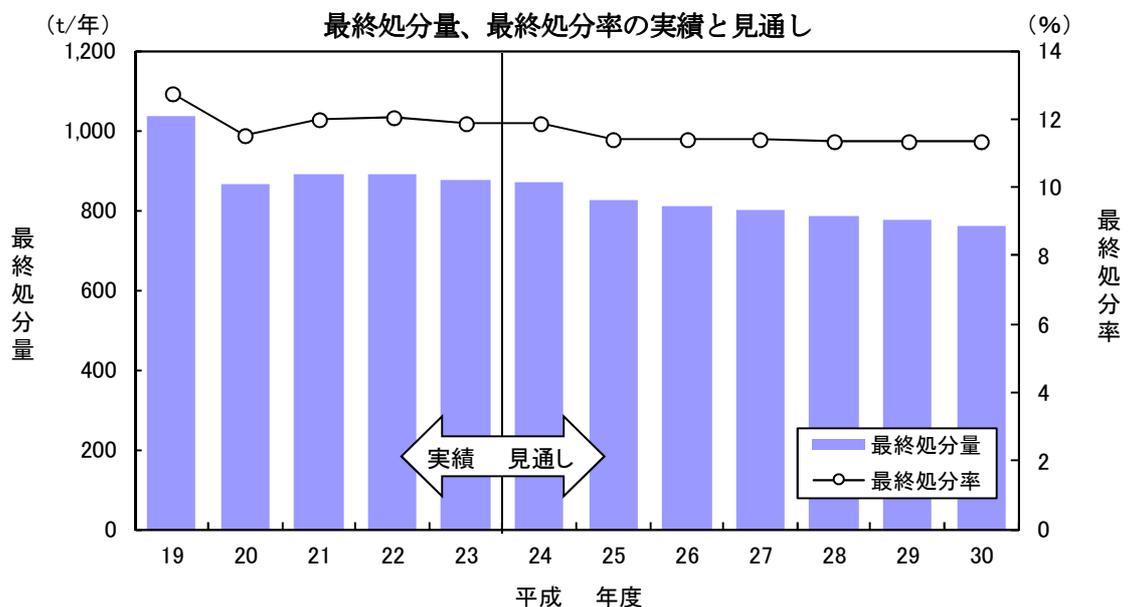
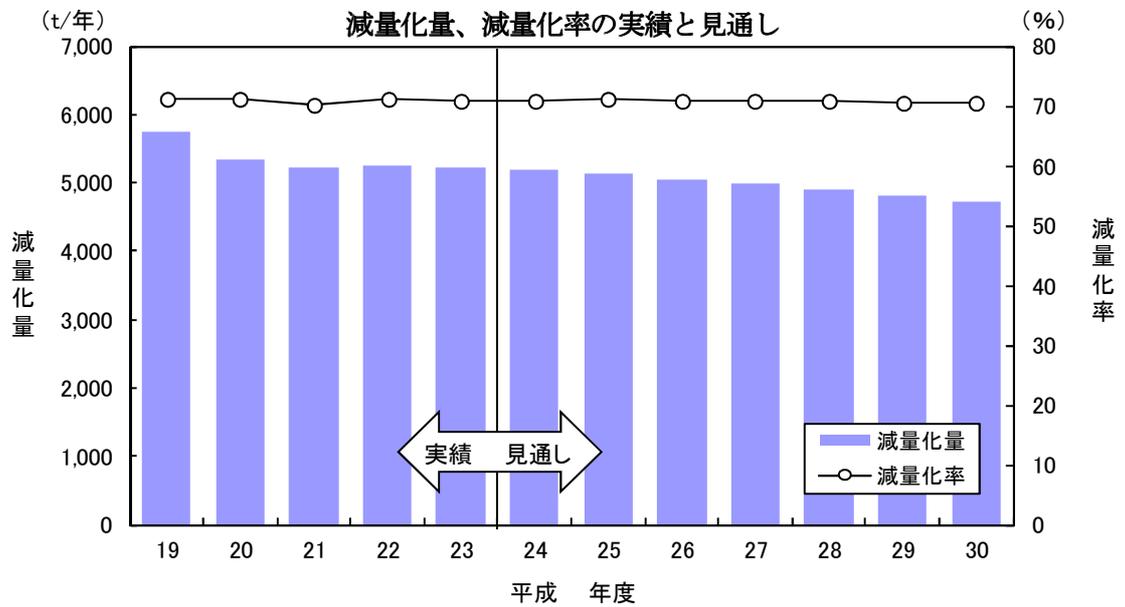
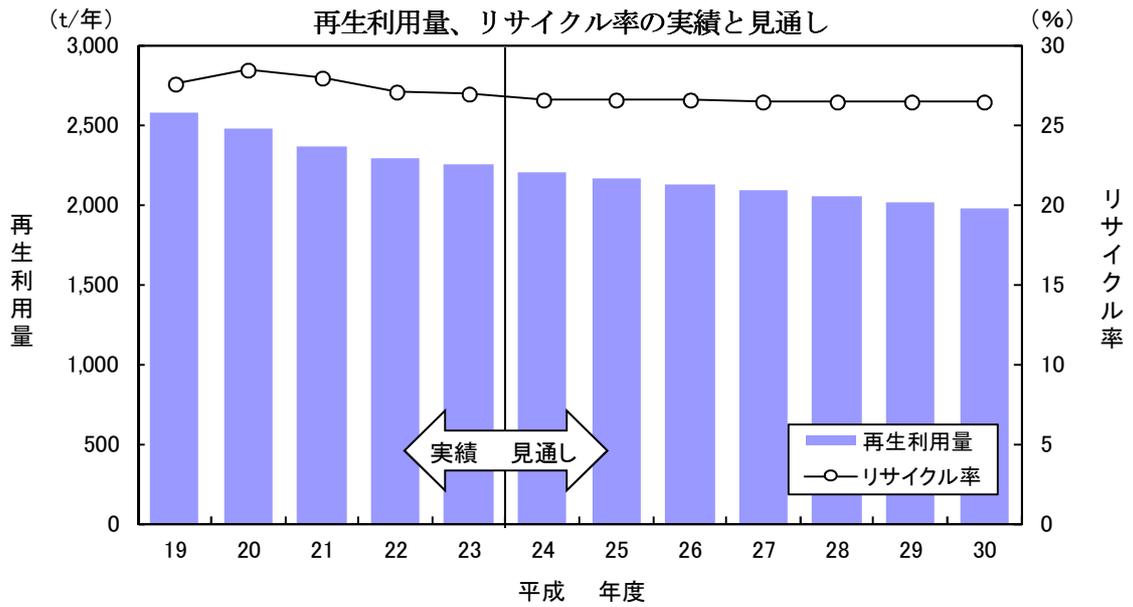
添付資料4 目標の設定に関するグラフ等

1. 一般廃棄物処理の実績と見通し

指 標	単 位	実績					予測						
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
人口	人	28,746	28,251	27,864	27,405	27,005	26,829	26,479	26,130	25,780	25,430	25,080	24,730
家庭系ごみ	t/年	6,559	6,095	6,051	5,956	5,836	5,807	5,702	5,599	5,511	5,394	5,293	5,192
1人当たりの排出量	kg/人	189	179	179	179	176	176	175	174	173	171	169	168
事業系ごみ	t/年	1,529	1,416	1,359	1,441	1,527	1,531	1,526	1,522	1,518	1,514	1,509	1,505
1事業所当たりの排出量	t/事業所	0.88	0.82	0.80	0.86	0.92	0.93	0.94	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98
事業系家庭系排出量合計	t/年	8,088	7,511	7,410	7,397	7,363	7,337	7,229	7,121	7,029	6,908	6,802	6,697
再生利用量	t/年	2,578	2,471	2,361	2,287	2,247	2,202	2,159	2,119	2,084	2,044	2,009	1,975
リサイクル率	%	27.6	28.5	27.9	27.1	27.0	26.6	26.6	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5
減量化量	t/年	5,746	5,344	5,209	5,257	5,212	5,198	5,142	5,056	4,980	4,886	4,802	4,719
減量化率	%	71.0	71.1	70.3	71.1	70.8	70.8	71.1	71.0	70.9	70.7	70.6	70.5
最終処分量	t/年	1,033	866	888	891	874	870	825	812	800	786	773	760
最終処分率	%	12.8	11.5	12.0	12.0	11.9	11.9	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.3

注: 再生利用量には集団回収量を含む。





2. 生活排水処理の実績と見通し

指 標	単位	実績					予測							
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
総人口	人	28,746	28,251	27,864	27,405	27,005	26,829	26,479	26,130	25,780	25,430	25,080	24,730	
公共下水道	人	12,517	13,239	14,270	14,320	14,710	15,422	15,851	16,129	16,402	16,624	16,845	16,880	
集落排水施設等	人	3,668	3,828	3,722	3,618	3,510	3,618	3,700	3,778	3,853	3,801	3,748	3,696	
合併処理浄化槽等	人	1,272	1,480	1,382	2,401	2,473	2,413	2,339	2,265	2,192	2,123	2,054	1,987	
未処理人口	人	11,289	9,704	8,490	7,066	6,312	5,376	4,589	3,958	3,333	2,882	2,433	2,167	

